

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

平成 29 年度橋本市一般会計補正予算(第 10 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 30 年 4 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

平成 29 年度橋本市一般会計補正予算(第 10 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 30 年 3 月 12 日 専決

橋本市長。 平木 哲朗

## 平成 29 年度 橋本市一般会計補正予算（第 10 号）

平成 29 年度橋本市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 170,884 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,280,181 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 30 年 3 月 12 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,071,505	36,557	3,108,062
	2 国庫補助金	294,683	36,557	331,240
18 繰入金		934,690	227	934,917
	2 基金繰入金	856,595	227	856,822
21 市債		1,863,448	134,100	1,997,548
	1 市債	1,863,448	134,100	1,997,548
歳入合計		26,109,297	170,884	26,280,181

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		2,115,863	170,884	2,286,747
	2 小学校費	237,117	170,884	408,001
歳 出 合 計		26,109,297	170,884	26,280,181

## 第2表 繰越明許費補正

(追加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	応其小学校大規模改造事業	104,504
		学文路小学校大規模改造事業	66,380
合		計	170,884

### 第3表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	千円 134,100	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。